

## 会長挨拶～公益法人化にあたって

日本地下水学会 会長  
藤縄 克之

日本地下水学会は平成 21 年 10 月 1 日に一般社団法人に認定されましたが、引き続いて公益社団法人化をめざすべく、平成 22 年 4 月に「公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律」に基づき、内閣府へ公益認定申請書を提出しておりました。その結果、平成 22 年 7 月に開催された内閣府公益認定等委員会において、「一般社団法人日本地下水学会は、公益法人に適合する」と答申され、平成 22 年 8 月 5 日付けをもって公益社団法人に認定されました。このように、本学会は任意団体から、比較的短期間に一般社団法人へ、そして公益社団法人へと移行いたしました。そこで、装いも新たに変わった本学会の門出にあたり、本学会の法律上の位置づけと管理運営上の課題について整理したいと思います。

まず、法律上の位置づけですが、公益法人認定法によれば、公益性の認定を受けた一般社団法人は公益社団法人になる資格を有することになります。ここでいう「公益」とは「不特定かつ多数の者の利益の実現を目的とする」ことを意味しており、今般の認定により学術の向上に関わる公益目的事業を行うに必要な経理的基礎および技術的能力を有すると認められたこととなります。法的には公益目的事業の費用比率が 50%以上である必要がありますが、一般社団法人で課せられていた収益事業に対する課税は、その事業が認定法上の公益目的事業である限り非課税となります。また、収益事業によって儲かった利益も、そのすべてを公益目的事業で使用するのであれば全額を損金計上できる「みなし寄付金」が認められます。さらに、公益目的事業に対して寄付を受けた場合、寄付をおこなった個人や法人には税制上の優遇措置が講じられます。一方、公益社団法人は、非営利団体であることから、収益事業からの利益を社員に分配することはできませんが、労働に対する対価は支払うことができるとされています。任意団体であった時期から現在まで、評議員や理事を含む社員は総てボランティアで、無報酬、すなわち手弁当で学会運営を行ってきました。しかし、今後、収益事業を順調に展開できれば専従職員を置き、より安定的に付加価値の高い学会運営を行うことも可能なのです。以上、「公益法人」について簡単に説明しましたが、詳しく知りたい方は、公益法人 information などのサイトに掲載されていますので直接関連 Web などをご参照下さい。

さて、公益法人化された場合のメリットは上述のとおりですが、一方では管理運営経費などが増加するといったデメリットも無いわけではなく、これからの運営次第で学会の将来が大きく左右されることになると思います。本学会が今後さらに発展していくためには、公益目的の事業をさらに増やしていくことが必要不可欠です。そのためには、社会全体を俯瞰し、何が必要であるかを調査し、学会が果たすべき役割を見極め、機能的に事業を展開する必要があります。したがって、今後、学会の管理運営に携わる理事や代議員は、今まで以上に学会を切り盛りする経営手腕が要求されます。現在、理事会ではさまざまな取り組みを開始しています。たとえば、最近立ち上げた戦略企画委員会では、学会員の構成やニーズ、大学における地下水教育の実態と国際比較などの調査を実施することになりました。これまでの調査で、欧米に比べ我が国の大学などの教育機関における地下水学の教育機会は極めて貧弱で、場当たりのことなどが分かってきました。この調査結果は、いずれ学会誌などで逐次報告し、戦略的に地下水学会を発展させる方策を検討していきたいと思っております。

公益事業に加え、収益事業を強化することも重要な課題です。今般、公益社団法人へと移行したこと

により、出版図書の著作権等に関する法律上の権利が認められたり、契約行為が可能になるなど組織の基盤が強固になりました。本学会は、これまでに「名水を科学する」（技報堂出版）、「地下水・土壌汚染の基礎から応用」（理工図書）、「地下水のトレーサ試験」（技報堂出版）などの数々の書籍を出版してきました。また、現在「地球温暖化と地下水の水資源評価に向けた課題抽出研究グループ」や「地下熱利用技術の高度化と普及促進に関する研究グループ」などが活発に活動を行っており、図書出版事業や講習会などを通して学術上の成果を社会へ還元すべく、鋭意努力を行ってまいります。

本学会は、従来より地盤沈下や土壌・地下水汚染といった社会問題に積極的に取り組み、社会へ貢献してきました。現在の最大の環境問題である地球温暖化に対しても社会貢献が求められていますが、欧米と比べて日本が大きく立ち遅れている分野に、地下に熱交換用のU字管を埋設したり、あるいは地下水を揚水し、ヒートポンプと組み合わせて冷暖房に利用する「地中熱利用」があります。この技術は、国際的にすでに普及が進んでおり、地球温暖化の防止に大きく貢献できる革新的技術なのです。ただし、地中熱利用は、地下における熱移動のコントロールを伴ってこそ、安全で確立された技術といえます。この意味で、地下水流動や地下における汚染物質の移動などに関する研究成果を蓄積してきた本学会の果たすべき役割は決して小さくありません。近々、学会誌の誌面講座で地中熱利用技術が連載される予定になっていますので、ご期待頂きたいと思います。また、この分野では先発の関連学協会とも連携しつつ、地中熱利用関連研究をさらに発展させ、技術の高度化を図ると共に、その普及に努めたいと考えております。

本学会に関わるもう一つの重要な課題が、「水資源の安定的供給と地下水の役割」です。温暖化による降水の不安定化や水質汚染により国際社会では水資源はブルーゴールドとまで呼ばれるようになっていきます。しかし、地下水資源には河川水のような水利権がなく、管理の法的根拠もあいまいです。熊本市では地下水保全条例で地下水を公水としており、長野県安曇野市では総合的地下水管理を目指した委員会活動が始まりました。国や自治体でも「地下水資源は誰のものか、そして誰がどのように管理するのか」という古くて新しい問いに早急に結論を出す時期が来ています。このような問題に関しても、詳細な調査にもとづく流域別地下水賦存量のデータベースの作成、あるいは環境に配慮した地下水資源適正採取量の評価など、地下水学会やその会員が主体的に社会貢献することが期待されています。

以前にも述べましたが、研究や技術を向上させるためには、異なるジャンルの様々な知見に触れることが、きわめて大切です。幸いにも、本学会には会員の専門分野が理学、工学、農学などの様々な分野に跨っており、また会員の所属も大学や研究機関はいうに及ばず、総合建設会社やコンサルティング会社などの民間企業、国、都道府県、市町村などの行政組織と極めて多彩で、横の連携にも強いという特徴があります。今後、地下水に関わる社会的ニーズや課題はますます多様化していくものと考えられますので、社会の期待に応えるためにも、日本地下水学会をさらに発展させ、充実させていく様々な方策を検討し、できることから実行に移したいと考えておりますので、よろしくご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。